㈡　機構は、㈠による不要財産（金銭を除く。）の国庫納付に代えて、厚生労働大臣の認可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該不要財産の帳簿価額を超える額（㈢において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で厚生労働大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができるものとした。ただし、中期計画において2の㈠の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、厚生労働大臣の認可を受けることを要しないものとした。（第四四条の二第二項関係）

㈢　機構は、㈡の場合において、不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとした。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて厚生労働大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでないものとした。（第四四条の二第三項関係）

㈣　機構が㈠又は㈡による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、機構の資本金のうち当該納付に係る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が定める金額については、機構に対する政府からの出資はなかったものとし、機構は、その額により資本金を減少するものとした。（第四四条の二第四項関係）

4　機構は、厚生労働大臣の協力の下に、機構の職員に対し、政府管掌年金事業に関する事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとした。（第五三条の二関係）

五　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正関係

1　当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下同じ。）に使用される㈠又は㈡に掲げる者であって厚生年金保険法第一二条各号のいずれにも該当しないもの（以下「特定四分の三未満短時間労働者」という。）については、厚生年金保険の被保険者としないものとした。（附則第一七条第一項関係）

㈠　その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者

㈡　その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2　特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、1は適用しないものとした。ただし、当該適用事業所の事業主が、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意を得て、実施機関（厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事業団に限る。以下同じ。）に当該特定四分の三未満短時間労働者について1の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでないものとした。（附則第一七条第二項関係）

㈠　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七〇歳以上の使用される者（以下「四分の三以上同意対象者」という。）の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

㈡　㈠の労働組合がないとき　(1)又は(2)に掲げる同意

(1)　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

(2)　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

3　特定適用事業所（2により1が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。）以外の適用事業所の事業主は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について1の適用を受けない旨の申出をすることができるものとした。（附則第一七条第五項関係）

㈠　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七〇歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者（以下「二分の一以上同意対象者」という。）の過半数で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

㈡　㈠の労働組合がないとき　(1)又は(2)に掲げる同意

(1)　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

(2)　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

4　3の申出をした事業主は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について1の適用を受ける旨の申出をすることができるものとした。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでないものとした。（附則第一七条第八項関係）

㈠　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき　当該労働組合の同意

㈡　㈠の労働組合がないとき　(1)又は(2)に掲げる同意

(1)　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

(2)　当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

5　特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であって、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者（七〇歳未満の者のうち、厚生年金保険法第一二条各号のいずれにも該当しないものであって、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。）の総数が常時五〇〇人を超えるものの各適用事業所をいうものとした。（附則第一七条第一二項関係）

六　検討

1　政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項（2の事項を除く。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第一項関係）

2　政府は、管理運用法人による年金積立金の運用の状況その他三による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、八の3の事項の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条第二項関係）

七　経過措置

一の3は、平成三一年四月以後の期間に係る保険料について適用するものとした。（附則第四条関係）

八　施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとした。ただし、次の事項は、それぞれに定める日から施行するものとした。

1　三の4の㈡及び四（4を除く。）　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

2　五　平成二九年四月一日